

**<作成にあたっての注意事項>**

- 1 今回の所要額調査の対象は、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」についてです。
- 2 いずれの事業についても、補助先は市町村（県は市町村が補助した施設に対し間接補助）となります。
- 3 この調査を基に、令和4年度予算要求を行う予定ですが、回答があった内容について採択されることを保証するものではありませんので、ご了承ください。また、今後制度等が変更となる場合もあります。
- 4 県要綱に記載のすべての施設・事業所が対象となりますので、漏れの無いよう調査をお願いいたします。ただし、これまでに各事業により既に実施済み又は令和3年度に実施予定の施設・事業所は除きます。
- 5 簡易陰圧装置設置経費支援事業について
  - (1) この事業における簡易陰圧装置とは、感染症の2次感染リスクを低減させるため、装置の設置及びダクト工事等により簡易的にウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室（陰圧室）に変える装置を指します。

<ul style="list-style-type: none"><li>・可動式、テント内での陰圧室も可。</li><li>・ダクト工事の有無は問わない。</li><li>・空気清浄機能と陰圧装置が一体となった装置でも可。</li></ul>
---
  - (2) 多くの施設・事業所での設置を可能とするため、1事業所につき1台まで（簡易陰圧装置）とし、実施希望の施設・事業所にあっては必ず見積書を確認の上、見積額と基準額を比較して低い方の額を補助所要額としてください。
- 6 ゴーニング環境等の整備に係る経費支援事業について
  - (1) ゴーニング環境等の整備に係る補助対象の考え方は別紙2のとおりです。
  - (2) 今回調査時においては、総事業費・補助所要額の記載は不要です。

※ 今後の予算要求の状況によって、短い期限で総事業費・補助所要額の提出を求める場合があるため、別途精査を進めていただくようお願いします。
- 7 多床室の個室化に要する改修費支援について  
令和2年度まで地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管したものです。